

学校経営のポイント

“教育振興基本計画”に関する答申

若井 彌一

4月18日、中央教育審議会は、「教育振興基本計画について～『教育立国』の実現に向けて」と題する答申を、渡海文部科学大臣に行った。改正教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）では、第17条で国（政府）に対して、「教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない」と定めている。

中教審が初めて教育振興基本計画を答申

今回の答申は、教育振興基本計画を策定するための事前の手続きとでも称すべきものである。教育基本法には、教育振興基本計画を策定するための手続きまでは定められていないが、中教審が国の重要な教育行政施策を行っていく際に、当該施策のあり方についてあらかじめ審議をし、答申をすることが行政手続きとして慣習化されている。

教育振興基本計画の策定の必要性については、平成15年3月20日の中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」において、「昭和22年に制定された教育基本法には、基本計画に関する規定が置かれておらず、現在まで、教育に関する政府全体の基本計画は策定されてこなかった」ことを指摘したうえで、「政府として、未来への先行投資である教育を重視するという明確なメッセージを国民に伝え、施策を国民に分かりやすく示すという説明責任を果たすためにも、教育の根本法である教育基本法に根拠をおいた、教育振興に関する基本計画を策定する必要がある」と

強調していた。このような考え方に基づいて、教育振興基本計画に関する規定が、改正された教育基本法に盛り込まれているのである。

なお、教育基本法では、地方公共団体に対しても、国の基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的計画を策定することを、努力義務として求めている（第17条第2項）。

答申に対する“辛い評価”

さて、4月18日に中教審で決定された答申については、改正された教育基本法に基づいての初めての教育振興基本計画の策定に向けての具体的な動きであるところから、全国の多くの新聞が解説あるいは社説で取り上げている。

答申では、第1章「我が国の教育をめぐる現状と課題」、第2章「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿」、第3章「今後15年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」、第4章「施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項」という見出しで、現在すでに着手され、進行しつつある教育施策の全般に目配りしつつ、今後の教育行政施策の方向性が網羅的・多面的に示されている。

それにもかかわらず、「目配りの利いた答申」という肯定的評価よりも、“期待はずれ”“失望”という類の表現が各紙の解説・社説にほぼ共通している。財政的指標を明示すべきという指摘等が、政府の基本計画の策定にどこまで反映されるか注目するとともに、答申で述べられている施策の方向性については正確に把握し、自校の経営・実践に活用したい。（わかい・やいち = 上越教育大学大学院教授・附属図書館長）

●最新刊！●4月から実施の「指導改善研修」、免許更新制の導入等へ万全の対応を！ 教育開発研究所

『教員の養成・免許・採用・研修』若井彌一編著 A5判 370頁 定価 3570円

■緊急出版！ 5月16日発売！

工藤文三【編】B5判 220頁・定価 2,520円

『小学校・中学校 新学習指導要領 全文とポイント解説』